車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 14 号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成 25 年５月 24 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
大阪市道高速道路淀川左岸線 （阪神高速２号淀川左岸線）	大阪府大阪市此花区島屋二丁目地先から 大阪府大阪市此花区高見一丁目地先まで

２．指定する期日　平成25年５月25日

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 15 号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 25 年５月 24 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
大阪市道高速道路淀川左岸線 （阪神高速２号淀川左岸線）	大阪府大阪市此花区島屋二丁目地先から 大阪府大阪市此花区高見一丁目地先まで

２．指定する期日　平成25年５月25日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 25 年阪神高速公告第 15 号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成25年５月25日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 25 年５月 24 日　　阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

１．記Ⅰ〔１〕１⑴中「大阪市此花区島屋二丁目」を「大阪市此花区高見一丁目」に改める。

２．記Ⅰ〔１〕４⑸②の表及び同③ロ中「大阪市此花区島屋（島屋出入口）」を「大阪市福島区大開（大開出入口）」に改める。

３．記Ⅰ〔３〕２を次のように改める。

２　乗継について

阪神高速道路のうち下表のＡ路線欄に掲げる路線とＢ路線欄に掲げる路線とを引き続いて通行する場合（Ｃ出入口欄に掲げる出入口を引き続いて通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はＥＴＣシステムに当該通行実績を記録したＥＴＣ車それぞれについて、会社が別に定める日までの間、これを１回の通行とみなす。

なお、下表⑵の項については、平成25年５月25日までとする。

	Ａ　路　線	Ｂ　路　線	Ｃ　出　入　口	備　考
⑴	大阪府道高速大阪堺線	大阪府道高速湾岸線（堺市堺区大浜西町から泉大津市臨海町一丁目までの区間）	堺出入口及び大浜出入口（ただし、大浜入口は泉佐野方面への入口、大浜出口は泉佐野方面からの出口に限る。）	Ａ路線とＢ路線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間に限る。
⑵	大阪府道高速大阪西宮線	大阪府道高速湾岸線	中之島西出入口及び波除出入口	Ａ路線とＢ路線とが大阪市道高速道路淀川左岸線によって接続するまでの間に限る。
⑶	兵庫県道高速神戸西宮線（神戸市須磨区月見山町三丁目から同市灘区岩屋南町までの区間）	兵庫県道高速湾岸線	摩耶出入口又は京橋出入口及び住吉浜出入口又は六甲アイランド北出入口（ただし、摩耶出口及び京橋出口は東行に、摩耶入口及び京橋入口は西行に限る。）	
⑷	大阪府道高速大阪西宮線又は大阪府道高速湾岸線	大阪府道高速大阪池田線（大阪市北区堂島浜から同区西天満までの区間）	波除出口又は中之島西出入口及び堂島入口	Ａ路線からＢ路線へ通行する場合に限る。
⑸	兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市道生田川箕谷線	生田川出入口及び国道２号出入口	Ａ路線とＢ路線とをＥＴＣ車で通行する場合に限る。